

## 高齢者医療制度に関する意見

平成21年3月6日  
全国知事会

高齢者医療制度については、平成20年12月12日の社会保障審議会医療保険部会において、「高齢者医療制度に関する検討会」の検討状況が報告された。その際、当会の神田社会文教常任委員長が、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）と国民健康保険を都道府県が一体運営するという厚生労働大臣私案について、財政面、運営面で数多くの問題があることを指摘した。その上で、今後こうした検討を進めるのであれば、医療保険制度全般を視野に入れた本格的な議論を行う必要があるため、地方との協議の場を別途設けるよう求めたところである。

検討会では大臣私案をもとに検討が進められているが、低所得者や高齢者の構成比率が高い国民健康保険の構造的な問題をそのままにして保険者を市町村から都道府県に移すだけでは、長年市町村が苦勞してきた財政運営等の問題の解決には何らつながらない。また、現在、市町村は被保険者の資格管理や保険料（税）の賦課徴収に伴い、保険料の減免相談や滞納世帯の実態把握に努め、きめ細かな対応を行っているが、これらの実施は、市町村でなければ極めて困難である。さらに、保険料賦課方式・料率の都道府県での統一も困難であることに加えて、保険料徴収に対する市町村のモチベーションについても懸念される。

一方で、長寿医療制度については、制度導入時には様々な混乱が見られたものの、その後、市町村、広域連合、都道府県、国で一体となって、懸命に努力を重ねたことで、現在では、住民の理解が進み、定着しつつあるものと認識している。

制度の見直しを行うに当たっては、このような現状を踏まえ、度重なる制度の変更に より新たな混乱を生じることのないよう十分に配慮するとともに、医療保険制度全般を視野に入れた枠組みを検討し、保険料負担のあり方、現役世代からの支援、公費負担等 具体的な内容について議論を深め、国民的合意形成を図るべきである。